平成30年（2018年）6月1日

ニッポン消費者新聞

発行所 © 日本消費者新聞社

第929号 編集兼発行人 岩下道治
（毎月1日発行）（昭和49年10月17日第三種郵便物認可）

# 美容医療

# ネット広告規制

## ウェブサイト監視強化

## 減少するか深刻被害

## 改正医療法施行

## 「体験談」掲載不可

## 説明なしのビフォー・アフター写真も禁止

### 国セン、違反クリニックと契約しないようアドバイス

六月一日から美容医療クリニックのウェブサイトやメルマガ広告に規制がかけられた。誤認を与える体験談広告や術前・術後の「ビフォー・アフター」写真の掲載は原則禁止となった。これまで美容医療関連のウェブサイト広告は規制の対象外だったが、関連する苦情相談のうちネット広告が占める割合が八割を超えている現状の中、〝ようやく〟の措置となった。国民生活センターは五月二十四日、改正医療法に基づくネット広告禁止項目をあげ、その注意点を消費者に情報提供。問題ある広告掲載のクリニックとは今後契約しないよう呼びかけた。厚労省は「医療機関ネットパトロール」事業を昨年八月から一般財団法人日本消費者協会に委託し実施しているが、国民生活センターは消費者ホットライン「188」と連携した被害防止措置を求めている。昨年十二月に施行された改正特定商取引法でも一定の美容医療サービスにクーリングオフ制度などが採用されたが、相次ぐ規制措置導入が実効性ある被害防止へとつながるかどうか、課題も多い。

国セン記者会見（上・5月24日）と日本消費者協会の「医療機関ネットパトロール」委託事業

改正医療法は、美容医療サービスなどの医療機関のウェブサイトやメルマガについても広告規制を適用。国民生活センターによると、インターネット（全国消費者相談情報ネットワークシステム）には広告媒体が特定された美容医療サービス相談のうち、インターネット広告の占める割合が昨年度八割に。ネット広告が急増してクリニックに行き、施術を受けたものの、「思っていたのと違う」「だまされた」などのトラブルが多いことを受け、禁止広告例は現行の通り、医療法施行規則が定める医療広告ガイドラインに基づくもの。

◆禁止された広告表示例

- 体験談広告
  - 医師等（医業）の主観または誤認に基づく体験談
- 誇大広告
  - 「○○%の満足度」「絶対安全な施術です」
- 比較優良広告
  - 「著名人も施術を受けています」
- 誤解広告
  - 「顔面の○○術」一カ所○○円」
- 公序良俗違反広告
  - わいせつ図画を使用した広告
- 広告内容・効果などの誤認
  - 施術内容・効果などについて誤認させるおそれのあるビフォー・アフター写真
  - 施術または施術後の写真やイラストのみで説明が不十分なもの
- 費用の誤認
  - 「今なら○○円でキャンペーン実施中」「○○%割引」などの誤認広告
  - 「学割」「ペアプラン」「ボーナスプラン」（医療法施行規則で禁止）
- 費用・危険・二重価格
  - 「三年間無料保証」「リスクゼロ」「副作用なし」「○○円（税抜）」などの誤認広告
  - 「通常価格九九八〇円」などの誤認広告
- 広告主の不明確
  - 広告主の名称、住所、電話番号、責任者の氏名が不明確な広告

禁止広告例は現行の通り、医療法施行規則が定める医療広告ガイドラインに基づくもの。

### ネットでまん延、誤認表示にメス

「ウェブで〝豊胸術の料金は七万円から〟と大きく表示していたクリニックに行ったら、カウンセラーから〝胸の脂肪注入術、この手術だと実質的な〟と言われ、十二万円の方が勧められ、二十万円のスプレー治療と脱毛を契約。医師の説明はなく、数分後には契約の署名捺印を求められた」「ネット広告の内容と違うウェブサイトを見て直接来院したが、説明なしに施術を受けさせられた」――。

改正医療法は、データの相違となる具体的な誇張方法を明確にしないで「○○業、○○医師法施行令○条○項○号の広告が原則禁止」などと記載することは情報伝達になるとして禁止。事例の「九九八〇円」も同様で、また、七万円の豊胸手術、実際は十万円程度とされた例も、二重価格規制は、「通常価格」などの表示が誤認を招くとして禁止。事例の「三年間無料保証」も同様で、「三年間の保証期間内に施術を受けた場合、追加費用は不要」などと具体的に表示しなければ誤認を招くとして禁止。事例の「リスクゼロ」も同様で、「副作用なし」などと表示することは誤認を招くとして禁止。事例の「九九八〇円」も同様で、また、七万円の豊胸手術、実際は十万円程度とされた例も、二重価格規制は、「通常価格